

知立市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン

平成28年2月
知立市協働推進課

(目的)

1 このガイドラインは、本市の職員（以下「職員」という。）が職務の一環として、ソーシャルメディア等（次項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用するに当たり、その有効性を十分に活用して市政情報等を発信するために留意すべき事項などを定める。

(定義)

2 インターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりをおこなうことができる下記の伝達媒体をいう。

- (1) フェイスブック
- (2) ツイッター
- (3) ユーチューブ

(基本原則)

3 ソーシャルメディア等による情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 職員として情報を発信する場合には、自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法など関係法令、当ガイドライン、他に定める運用方針等を遵守し、ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- (3) 職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
- (4) 利用者（職員を含む。）の基本的な人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標登録等を侵害しないよう十分に留意すること。
- (5) 取り扱う情報は正確性、信頼性を確保し、誤解を招かぬよう留意すること。
- (6) 利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をするとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (7) 発信してもよいかどうか判断に迷う情報は絶対に発信しないこと。

(禁止事項)

4 ソーシャルメディア等による情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 他者を誹謗中傷すること。
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
- (3) 違法行為や違法行為をあおること。
- (4) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。
- (5) 事実に反する情報や信頼性が確保できない情報を発信すること。
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (7) 市及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (8) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (9) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（市が積極的に意見等を求める場合を除く）。
- (10) 職員の身分以外の者に情報発信させること。

(補足)

5 職員は、ソーシャルメディアを職務外で利用する場合であっても、職員であることの自覚と責任を持って適切に利用することとし、特に当市の行政に関する情報の場合は、誤解やトラブルを招かぬよう慎重な対応を心がけること。